

議案第48号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和7年5月19日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和７年第２回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次の
ように改正する。

第1条第1項中「杉並区永福四丁目25番7号」を「杉並区堀ノ内二丁目5番2
6号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（提案理由）

済美教育センターの位置を変更する必要がある。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区堀ノ内二丁目5番26号</u>に設置する。 2 略	(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区永福四丁目25番7号</u>に設置する。 2 略